

議案

議案第 1 号

令和 8 年度 財政投融资計画

令和 8 年度 財政 投 融 資 計 画

令和 7 年 12 月 日
財 務 省
(単位：億円)

機 関 名	財政融資		産業投資		政府保証		合 計		参 考			
	自己資金等		再 計									
	7 年度	8 年度	7 年度	8 年度	7 年度	8 年度	7 年度	8 年度	7 年度	8 年度	7 年度	8 年度
(特別会計)												
食料安定供給特別会計	9	5	-	-	-	-	9	5	75	58	84	63
エネルギー対策特別会計	97	126	-	-	-	-	97	126	15,603	15,544	15,700	15,670
自動車安全特別会計	112	112	-	-	-	-	112	112	1,755	1,772	1,867	1,884
(政府関係機関)												
株式会社日本政策金融公庫	31,608	28,793	-	-	-	-	31,608	28,793	(2,900) 21,128	(2,900) 20,640	52,736	49,433
沖縄振興開発金融公庫	1,565	1,570	50	50	-	-	1,615	1,620	(100) 131	(100) 279	1,746	1,899
株式会社国際協力銀行	7,200	42,527	1,000	1,650	6,480	41,650	14,680	85,827	(200) 9,420	(200) 81,773	24,100	167,600
独立行政法人国際協力機構	17,025	12,616	-	-	1,800	3,600	18,825	16,216	(800) 4,275	(800) 6,984	23,100	23,200
(独立行政法人等)												
全国土地改良事業団体連合会	20	28	-	-	-	-	20	28	25	35	45	63
日本私立学校振興・共済事業団	294	288	-	-	-	-	294	288	306	312	600	600
独立行政法人日本学生支援機構	5,147	5,305	-	-	-	-	5,147	5,305	(1,200) 765	(1,200) 1,077	5,912	6,382
独立行政法人福祉医療機構	1,946	2,632	-	-	-	-	1,946	2,632	(200) 363	(200) 1,128	2,309	3,760
独立行政法人国立病院機構	490	456	-	-	-	-	490	456	54	10	544	466

(単位：億円)

機 関 名	財政融資		産業投資		政府保証		合 計		参 考			
	自己資金等		再 計									
	7 年度	8 年度	7 年度	8 年度	7 年度	8 年度	7 年度	8 年度	7 年度	8 年度	7 年度	8 年度
国立研究開発法人国立精神・神経医療研究センター	-	7	-	-	-	-	-	7	-	-	-	7
国立研究開発法人国立成育医療研究センター	12	12	-	-	-	-	12	12	-	-	12	12
国立研究開発法人国立長寿医療研究センター	2	2	-	-	-	-	2	2	-	-	2	2
独立行政法人大学改革支援・学位授与機構	348	266	-	-	-	-	348	266	△39	△19	309	247
独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構	610	425	20	20	-	-	630	445	(271) 1,567	(1,270) 2,857	2,197	3,302
電力広域的運営推進機関	-	540	-	-	-	-	-	540	-	-	-	540
独立行政法人住宅金融支援機構	376	344	-	-	650	1,900	1,026	2,244	(11,441) 13,700	(10,692) 12,576	14,726	14,820
独立行政法人都市再生機構	4,900	4,500	-	-	-	-	4,900	4,500	(1,100) 9,704	(1,000) 9,046	14,604	13,546
独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構	-	-	-	-	5,200	5,490	5,200	5,490	(1,310) 25,966	(1,480) 24,441	31,166	29,931
独立行政法人水資源機構	5	5	-	-	-	-	5	5	(80) 1,082	(130) 1,162	1,087	1,167
国立研究開発法人森林研究・整備機構	42	41	-	-	-	-	42	41	286	289	328	330
独立行政法人エネルギー・金属鉱物資源機構	4	4	1,117	1,044	-	-	1,121	1,048	997	1,152	2,118	2,200
(地方公共団体)												
地方公共団体 (特殊会社等)	22,699	23,558	-	-	-	-	22,699	23,558	68,219	71,196	90,918	94,754
株式会社脱炭素化支援機構	-	-	350	326	-	-	350	326	250	374	600	700

(単位：億円)

機 関 名	財政融資		産業投資		政府保証		合 計		参 考			
	自己資金等		再 計									
	7 年度	8 年度	7 年度	8 年度	7 年度	8 年度	7 年度	8 年度	7 年度	8 年度	7 年度	8 年度
株式会社日本政策投資銀行	3,000	3,000	700	650	3,500	3,500	7,200	7,150	(6,600) 17,900	(6,700) 18,250	25,100	25,400
株式会社産業革新投資機構	-	-	800	600	-	600	800	1,200	3,100	3,200	3,900	4,400
一般財団法人民間都市開発推進機構	-	-	-	-	1,100	600	1,100	600	100	100	1,200	700
中部国際空港株式会社	-	-	-	-	122	55	122	55	(102) 282	(92) 503	404	558
株式会社民間資金等活用事業推進機構	-	-	-	-	500	450	500	450	300	300	800	750
株式会社海外需要開拓支援機構	-	-	100	-	-	-	100	-	230	-	330	-
株式会社海外交通・都市開発事業支援機構	-	-	162	208	35	50	197	258	21	29	218	287
株式会社海外通信・放送・郵便事業支援機構	-	-	500	455	120	120	620	575	-	-	620	575
合 計	97,511	127,162	4,799	5,003	19,507	58,015	121,817	190,180	(26,304)	(26,764)		

- 1 財政投融资計画の運用に当たっては、経済事情の変動等に応じ、国会の議決の範囲内で財政融資又は政府保証を増額することができる。
 - 2 「産業競争力強化法」(平25法98)の規定により、株式会社産業革新投資機構が、同法に規定する特定政府出資会社の政府が保有する株式の全部を譲り受けた場合には、当該特定政府出資会社の計画残額は、株式会社産業革新投資機構に承継されるものとする。
- (注) 1. 「財政融資」、「産業投資」及び「政府保証」は、それぞれ「財政融資資金の長期運用に対する特別措置に関する法律」(昭48法7)第5条第2項第1号、第2号及び第3号に掲げる運用、投資及び債務保証である。
2. 「7年度」欄は、令和7年度当初計画額である。
 3. 「自己資金等」欄の()書は、財投機関債(独立行政法人等が民間金融市場において個別に発行する政府保証のない公募債券をいう。)の発行により調達する金額を内書したものである。
 4. 「参考」欄の計数は、それぞれ四捨五入によっている。
 5. 本表は計数整理の結果、異同を生ずることがある。

(参考)

令和8年度財政投融资原資見込

				令和7年度	令和8年度					
				億円	億円					
財政 産業	政	融	資	97,511	127,162					
	財	政	融	資	資	金	97,511	127,162		
	業	投	資	4,799	5,003					
	財政投融資特別会計投資勘定	4,799	5,003							
政	府	保	証	19,507	58,015					
	政	府	保	証	国	内	債	9,027	10,565	
	政	府	保	証	外	債	10,080	47,050		
	政	府	保	証	外	貨	借	入	金	400
合				計	121,817	190,180				

(注) 1. 令和7年度欄の金額は、当初計画額である。

2. 財政融資資金による上記の新たな貸付け及び既往の貸付けの継続に必要な財源として、令和8年度において、財政投融资特別会計国債13.0兆円（令和7年度予算10.0兆円）の発行を予定している。

また、財政融資資金の資金繰りのため、財政融資資金証券2.0兆円の発行を予定している。

3. 本表は計数整理の結果、異同を生ずることがある。

(参考)

令和 8 年度 財政投融資 使 途 別 分 類 表

(単位：億円)

区分	財政融資		産業投資		政府保証		合計	
	7 年度	8 年度	7 年度	8 年度	7 年度	8 年度	7 年度	8 年度
(1) 中小零細企業	22,571	19,316	14	20	—	—	22,584	19,336
(2) 農林水産業	6,820	7,563	1	1	—	—	6,821	7,564
(3) 教育	7,851	8,383	—	—	—	—	7,851	8,383
(4) 福祉・医療	3,596	4,405	—	—	—	—	3,596	4,405
(5) 環境	783	1,166	350	326	—	—	1,133	1,492
(6) 産業・イノベーション	5,813	6,306	1,535	1,279	3,500	4,100	10,848	11,685
(7) 住宅	5,647	5,184	—	—	650	1,900	6,297	7,084
(8) 社会資本	17,203	18,700	10	10	6,922	6,595	24,135	25,305
(9) 海外投融資等	24,225	55,143	2,889	3,367	8,435	45,420	35,549	103,930
(10) その他	3,003	995	—	—	—	—	3,003	995
合計	97,511	127,162	4,799	5,003	19,507	58,015	121,817	190,180

(注) 1. 計数は、それぞれ四捨五入によっているので、端数において合計とは合致しないものがある。
2. 本表は計数整理の結果、異同を生ずることがある。

議案第 2 号

令和 8 年度 財政融資資金運用計画

令和8年度財政融資資金運用計画

(単位:億円)

運用の部		原資の部	
項 目	金 額	項 目	金 額
1. 特 別 会 計	243	財 政 投 融 資 特 別 会 計 からの繰入金等	127,162
食料安定供給特別会計	5		
エネルギー対策特別会計	126		
自動車安全特別会計	112		
2. 政 府 関 係 機 関	85,506		
株式会社日本政策金融公庫	28,793		
沖縄振興開発金融公庫	1,570		
株式会社国際協力銀行	42,527		
独立行政法人国際協力機構	12,616		
3. 独 立 行 政 法 人 等	14,855		
全国土地改良事業団体連合会	28		
日本私立学校振興・共済事業団	288		
独立行政法人日本学生支援機構	5,305		
独立行政法人福祉医療機構	2,632		
独立行政法人国立病院機構	456		
国立研究開発法人国立精神・神経医療研究センター	7		
国立研究開発法人国立成育医療研究センター	12		
国立研究開発法人国立長寿医療研究センター	2		
独立行政法人大学改革支援・学位授与機構	266		
独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構	425		
電力広域的運営推進機関	540		
独立行政法人住宅金融支援機構	344		
独立行政法人都市再生機構	4,500		
独立行政法人水資源機構	5		
国立研究開発法人森林研究・整備機構	41		
独立行政法人エネルギー・金属鉱物資源機構	4		
4. 地 方 公 共 団 体	23,558		
5. 特 殊 会 社 等	3,000		
株式会社日本政策投資銀行	3,000		
合 計	127,162	合 計	127,162

令和 8 年度財政融資資金運用計画使途別分類表

(単位：億円)

区 分	7 年度	8 年度
(1) 中小零細企業	22,571	19,316
(2) 農林水産業	6,820	7,563
(3) 教育	7,851	8,383
(4) 福祉・医療	3,596	4,405
(5) 環境	783	1,166
(6) 産業・イノベーション	5,813	6,306
(7) 住宅	5,647	5,184
(8) 社会資本	17,203	18,700
(9) 海外投融資等	24,225	55,143
(10) その他	3,003	995
合計	97,511	127,162

- (注) 1. 計数は、それぞれ四捨五入によっているので、端数において合計とは合致しないものがある。
 2. 本表は計数整理の結果、異同を生ずることがある。

議案第 3 号

令和 8 年度の財政融資資金の融通条件

令和 8 年度の財政融資資金の融通条件
(令和 7 年 1 2 月 日決定、令和 8 年 4 月 1 日以降適用)

令和 8 年度の財政融資資金の融通条件は下記のとおりとする。

なお、貸付利率は、国債の利回りを基準として財務大臣が毎月定める利率とする。

記

- 1 食料安定供給特別会計に対する貸付け
償還期限 13 年以内（3 年以内の据置期間を含む。）
- 2 エネルギー対策特別会計に対する貸付け
償還期限 15 年以内（2 年以内の据置期間を含む。）
- 3 自動車安全特別会計に対する貸付け
償還期限 15 年以内（4 年以内の据置期間を含む。）
- 4 株式会社日本政策金融公庫に対する貸付け
 - イ 償還期限
 - (イ) 国民一般向け業務に係る貸付けについては、9 年以内
ただし、(i) 令和 8 年度における貸付けのうち 3,533 億円については、5 年、330 億円については、6 年以内（1 年以内の据置期間を含む。）、690 億円については、15 年以内、220 億円については、18 年以内、300 億円については、20 年以内
(ii) 事業者への貸付条件を満期一括償還とする資本性資金に係る貸付けについては、10 年以内（満期一括償還）
 - (ロ) 中小企業者向け業務に係る貸付けについては、10 年以内
ただし、(i) 令和 8 年度における貸付けのうち 980 億円については、5 年、3,920 億円については、15 年以内
(ii) 事業者への貸付条件を満期一括償還とする資本性資金に係る貸付けについては、10 年以内（満期一括償還）
 - (ハ) 農林水産業者向け業務に係る貸付けについては、15 年以内（3 年以内の据置期間を含む。）
ただし、令和 8 年度における貸付けのうち 121 億円については、5 年、100 億円については、10 年以内、840 億円については、15 年以内、725 億円については、20 年以内（3 年以内の据置期間を含む。）、38 億円については、30 年以内（20 年以内の据置期間を含む。）

(二) 特定事業等促進円滑化業務に係る貸付け

(i) 特定事業促進円滑化業務に係る貸付けについては、１０年以内（２年以内の据置期間を含む。）

(ii) 事業再編促進円滑化業務に係る貸付けについては、１０年以内（２年以内の据置期間を含む。）

ただし、令和８年度における貸付けのうち５０億円については、７年以内（２年以内の据置期間を含む。）

(iii) 事業適応促進円滑化業務に係る貸付けについては、１０年以内（２年以内の据置期間を含む。）

ただし、令和８年度における貸付けのうち１００億円については、１５年以内（３年以内の据置期間を含む。）

(iv) 開発供給等促進円滑化業務に係る貸付けについては、１０年以内（２年以内の据置期間を含む。）

(v) 事業基盤強化促進円滑化業務に係る貸付けについては、１５年以内（３年以内の据置期間を含む。）

ただし、令和８年度における貸付けのうち１２億円については、１０年以内（２年以内の据置期間を含む。）、２０億円については、１０年以内（３年以内の据置期間を含む。）、６１億円については、２０年以内（３年以内の据置期間を含む。）

(vi) 導入促進円滑化業務に係る貸付けについては、１５年以内（３年以内の据置期間を含む。）

ただし、令和８年度における貸付けのうち３億円については、２０年以内（１５年以内の据置期間を含む。）、３億円については、２５年以内（１５年以内の据置期間を含む。）

(vii) 供給確保促進円滑化業務に係る貸付けについては、１０年以内（３年以内の据置期間を含む。）

ただし、令和８年度における貸付けのうち５０億円については、７年以内（２年以内の据置期間を含む。）、５０億円については、１０年以内（２年以内の据置期間を含む。）、１５０億円については、１５年以内（３年以内の据置期間を含む。）、１５０億円については、２０年以内（３年以内の据置期間を含む。）

(viii) 特定事業促進円滑化業務、事業再編促進円滑化業務、事業適応促進円滑化業務、開発供給等促進円滑化業務、事業基盤強化促進円滑化業務、導入促進円滑化業務及び供給確保促進円滑化業務に係る貸付けのうち、７年以内（２年以内の据置期間を含む。）、１０年以内（２年以内又は３年以内の据置期間を含む。）、１５年以内（３年以内の据置期間を含む。）及び２０年以内（３年以内の据置期間を含む。）の貸付金額については、共通する償還期限毎に合算した貸付金額の総額の範囲内で増額することができる。

ただし、その場合は増額していない業務の貸付金額から同額を減額する。

(ホ) 危機対応円滑化業務に係る貸付けについては、指定金融機関（株式会社日本政策金融公庫法（平１９法５７）第１１条第２項に規定する指定金融機関をいう。以下同じ。）への貸付条件に合わせて、５年以上２０年以内（１年以上３年以内の据置期間を含む。）

ただし、指定金融機関への貸付条件を満期一括償還とする貸付に係る貸付けについては、５年以上１０年以内（満期一括償還）、１５年以内（満期一括償還）又は２０年以内（満期一括償還）とすることができる。

ロ 危機対応円滑化業務に係る貸付けのうち、１０年経過後金利見直し貸付に係る貸付けについては、貸付利率は、貸付日から起算して１０年を経過した日の直前の元利金支払期日における利率（１０年を経過した日が元利金支払期日にあたるときは当該元利金支払期日における利率）に変更する。

ハ 危機対応円滑化業務に係る貸付けのうち、５年経過後金利見直し貸付に係る貸付けについては、貸付利率は、貸付日から起算して５年を経過した日の直前の元利金支払期日における利率（５年を経過した日が元利金支払期日にあたるときは当該元利金支払期日における利率）に変更する。

ニ 危機対応円滑化業務に係る貸付けのうち、５年経過ごと金利見直し貸付に係る貸付けについては、貸付利率は、貸付日から起算して５年の整数倍を経過した日ごとの直前の元利金支払期日における利率（５年の整数倍を経過した日が元利金支払期日にあたるときは当該元利金支払期日における利率）に変更する。

５ 沖縄振興開発金融公庫に対する貸付け

イ 償還期限 １５年以内（２年以内の据置期間を含む。）

ただし、（イ）令和８年度における貸付けのうち３３０億円については、７年以内（１年以内の据置期間を含む。）、２３５億円については、２０年以内（２年以内の据置期間を含む。）、１５７億円については、２５年以内（２年以内の据置期間を含む。）

（ロ）５年経過ごと金利見直し貸付に係る貸付けについては、５年（満期一括償還）とすることができる。

ロ １０年経過後金利見直し貸付に係る貸付けについては、貸付利率は、貸付日から起算して１０年を経過した日の直前の元利金支払期日における利率（１０年を経過した日が元利金支払期日にあたるときは当該元利金支払期日における利率）に変更する。

ハ １０年経過ごと金利見直し貸付に係る貸付けについては、貸付利率は、貸付日から起算して１０年の整数倍を経過した日ごとの直前の元利金支払期日における利率（１０年の整数倍を経過した日が元利金支払期日にあたるときは当該元利金支払期日における利率）に変更する。

６ 株式会社国際協力銀行に対する貸付け

償還期限 １５年以内（３年以内の据置期間を含む。）

ただし、外貨貸付のための外貨の調達に係る貸付けについては、7年以内（満期一括償還）、10年以内（満期一括償還）、15年以内（満期一括償還）又は20年以内（満期一括償還）とし、令和8年度における貸付けのうち28,351億円については、5年（満期一括償還）とすることができる。

7 独立行政法人国際協力機構に対する貸付け

償還期限 15年以内（5年以内の据置期間を含む。）

8 全国土地改良事業団体連合会に対する貸付け

償還期限 5年（2年以内の据置期間を含む。）

9 日本私立学校振興・共済事業団に対する貸付け

償還期限 20年以内（2年以内の据置期間を含む。）

ただし、令和8年度における貸付けのうち11億円については、5年（1年以内の据置期間を含む。）、65億円については、10年以内（2年以内の据置期間を含む。）、41億円については、30年以内（2年以内の据置期間を含む。）とすることができる。

10 独立行政法人日本学生支援機構に対する貸付け

イ 償還期限 20年以内

ただし、学資の返還期間の状況に応じて、5年（1年以内の据置期間を含む。）又は15年以内（1年以内の据置期間を含む。）とすることができる。

ロ 5年経過ごと金利見直しとなる貸与に係る貸付けについては、貸付利率は、貸付日から起算して5年の整数倍を経過した日ごとの直前の元利金支払期日における利率（5年の整数倍を経過した日が元利金支払期日にあたる場合は当該元利金支払期日における利率）に変更する。

11 独立行政法人福祉医療機構に対する貸付け

イ 償還期限 20年以内（1年以内の据置期間を含む。）

ただし、（イ）福祉貸付のうち経営資金に係る貸付け並びに医療貸付のうち機械購入資金及び長期運転資金に係る貸付けについては、5年（1年以内の据置期間を含む。）

（ロ）医療貸付のうち地域医療構想支援資金に係る貸付けについては、10年以内（4年以内の据置期間を含む。）

（ハ）令和8年度における貸付けのうち871億円については、10年以内（1年以内の据置期間を含む。）、943億円については、30年以内（2年以内の据置期間を含む。）、583億円については、39年以内（2年以内の据置期間を含む。）とすることができる。

ロ 10年経過後金利見直し貸付に係る貸付けについては、貸付利率は、貸付日から起算して10年を経過した日の直前の元利金支払期日における利率（10年を経過した日が元利金支払期日にあたる場合は当該元利金支払期日における利率）に変更する。

ハ 10年経過ごと金利見直し貸付に係る貸付けについては、貸付利率は、貸付日から起算して10年の整数倍を経過した日ごとの直前の元利金支払期日における利率（10年の整数倍を経過した日が元利金支払期日にあたる場合は当該元利金支払期日における利率）に変更する。

12 独立行政法人国立病院機構に対する貸付け

イ 償還期限 39年以内（5年以内の据置期間を含む。）

ただし、（イ）令和8年度における貸付けのうち78億円については、15年以内（1年以内の据置期間を含む。）

（ロ）医療機械整備に係る貸付けについては、5年又は10年以内

ロ 償還期限39年以内に係る貸付けについては、10年経過ごと金利見直し貸付けとし、貸付利率は、貸付日から起算して10年の整数倍を経過した日ごとの直前の元利金支払期日における利率（10年の整数倍を経過した日が元利金支払期日にあたる場合は当該元利金支払期日における利率）に変更する。

13 国立研究開発法人国立精神・神経医療研究センターに対する貸付け

償還期限 15年以内（1年以内の据置期間を含む。）

ただし、医療機械整備に係る貸付けについては、10年以内

14 国立研究開発法人国立成育医療研究センターに対する貸付け

償還期限 15年以内（1年以内の据置期間を含む。）

ただし、医療機械整備に係る貸付けについては、10年以内

15 国立研究開発法人国立長寿医療研究センターに対する貸付け

償還期限 15年以内（1年以内の据置期間を含む。）

ただし、医療機械整備に係る貸付けについては、10年以内

16 独立行政法人大学改革支援・学位授与機構に対する貸付け

償還期限 30年以内（5年以内の据置期間を含む。）

ただし、（イ）令和8年度における貸付けのうち59億円については、15年以内（1年以内の据置期間を含む。）とすることができる。

（ロ）医療機械整備に係る貸付けについては、5年又は10年以内

17 独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構に対する貸付け

イ 償還期限

（イ）建設勘定に係る貸付けについては、5年（1年以内の据置期間を含む。）

ただし、鉄道施設に係る譲渡代金の回収期間が１０年以上のものについては、１０年以内（１年以内の据置期間を含む。）

（ロ）海事勘定に係る貸付けについては、１５年以内（１年以内の据置期間を含む。）

（ハ）地域公共交通等勘定に係る貸付け

（イ）物流融資に係る貸付けについては、２０年以内（３年以内の据置期間を含む。）

ただし、令和８年度における貸付けのうち２億円については、６年以内（満期一括償還）

（ロ）地域公共交通融資に係る貸付けについては、１０年以内

ただし、令和８年度における貸付けのうち２５億円については、５年

ロ 海事勘定に係る貸付けのうち、５年経過ごと金利見直し貸付に係る貸付けについては、貸付利率は、貸付日から起算して５年の整数倍を経過した日ごとの直前の元利金支払期日における利率（５年の整数倍を経過した日が元利金支払期日にあたる場合は当該元利金支払期日における利率）に変更する。

18 電力広域的運営推進機関に対する貸付け

償還期限 ２５年以内（５年以内の据置期間を含む。）

19 独立行政法人住宅金融支援機構に対する貸付け

償還期限 ３０年以内

ただし、災害対応に係る融資の状況に応じて、５年、１０年以内、１５年以内、２０年以内又は２５年以内とすることができる。

20 独立行政法人都市再生機構に対する貸付け

イ 償還期限 ３０年以内（５年以内の据置期間を含む。）

ロ １０年経過ごと金利見直し貸付けとし、貸付利率は、貸付日から起算して１０年の整数倍を経過した日ごとの直前の元利金支払期日における利率（１０年の整数倍を経過した日が元利金支払期日にあたる場合は当該元利金支払期日における利率）に変更する。

21 独立行政法人水資源機構に対する貸付け

償還期限 １０年以内

22 国立研究開発法人森林研究・整備機構に対する貸付け

イ 償還期限 ２０年以内（２年以内の据置期間を含む。）

ロ １０年経過後金利見直し貸付けとし、貸付利率は、貸付日から起算して１０年を経過した日の直前の元利金支払期日における利率（１０年を経過した日が元利金支払期日にあたる場合は当該元利金支払期日における利率）に変更する。

23 独立行政法人エネルギー・金属鉱物資源機構に対する貸付け

償還期限 15年以内（2年以内の据置期間を含む。）

ただし、坑廃水の処理に必要な資金に係る貸付けについては、5年（2年以内の据置期間を含む。）

24 地方公共団体に対する貸付け

イ 償還期限 25年以内（5年以内の据置期間を含む。）

ただし、特に必要と認められるものについては、償還期限を40年まで延長することができる。

ロ 5年経過ごと金利見直し貸付けについては、貸付利率は、貸付日から起算して5年の整数倍を経過した日ごとの直前の元利金支払期日における利率（5年の整数倍を経過した日が元利金支払期日にあたるときは当該元利金支払期日における利率）に変更する。

ハ 10年経過ごと金利見直し貸付けについては、貸付利率は、貸付日から起算して10年の整数倍を経過した日ごとの直前の元利金支払期日における利率（10年の整数倍を経過した日が元利金支払期日にあたるときは当該元利金支払期日における利率）に変更する。

ニ 15年経過ごと金利見直し貸付けについては、貸付利率は、貸付日から起算して15年の整数倍を経過した日ごとの直前の元利金支払期日における利率（15年の整数倍を経過した日が元利金支払期日にあたるときは当該元利金支払期日における利率）に変更する。

ホ 20年経過後金利見直し貸付けについては、貸付利率は、貸付日から起算して20年を経過した日の直前の元利金支払期日における利率（20年を経過した日が元利金支払期日にあたるときは当該元利金支払期日における利率）に変更する。

ヘ 30年経過後金利見直し貸付けについては、貸付利率は、貸付日から起算して30年を経過した日の直前の元利金支払期日における利率（30年を経過した日が元利金支払期日にあたるときは当該元利金支払期日における利率）に変更する。

25 株式会社日本政策投資銀行に対する貸付け

イ 償還期限 20年以内（5年以内の据置期間を含む。）

ただし、令和8年度における貸付けのうち1,200億円については、15年以内（5年以内の据置期間を含む。）とすることができる。

ロ 5年経過ごと金利見直し貸付けとし、貸付利率は、貸付日から起算して5年の整数倍を経過した日ごとの直前の元利金支払期日における利率（5年の整数倍を経過した日が元利金支払期日にあたるときは当該元利金支払期日における利率）に変更する。

26 令和7年度の財政融資資金運用計画において貸付けに運用するものとしているもののうち、財政融資資金の長期運用に対する特別措置に関する法律第3条の規定により、令和8年度において運用するものについては、引き続き、当該貸付けに運用

するものとする。その際、上記に該当するものがない場合には、令和 7 年度の融通条件に従い運用するものとする。

- 27 上記のうち、貸付金について元利金の延滞があったときは、元利金支払期日の翌日から延滞元利金支払の当日まで延滞金額につき年 10 %の割合の違約金を徴収するものとする。